

別紙

諮詢第1756号、第1757号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定1は、これを取り消し、文書の特定をやり直した上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきであるが、本件開示決定2については妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、東京都水道局長が令和5年9月1日付け及び同年10月18日付けで行った各開示決定（以下、各開示決定をそれぞれ「本件開示決定1」と及び「本件開示決定2」という。）について、それぞれ取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、本件対象公文書1及び2をそれぞれ特定し、本件開示決定1及び2を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、令和6年2月22日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和6年4月12日に実施機関からそれぞれの理由説明書を收受し、令和7年2月28日（第256回第二部会）から同年10月24日（第262回第二部会）まで、7回審議を行い、うち、同年5月16日（第258回第二部会）に実施機関から、同年6月27日（第259回第二部会）に審査請求人から、口頭による意見を聴取した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及

び意見陳述における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び意見陳述における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1756号及び第1757号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 有機フッ素化合物及び国内での規制について

環境省の公表資料によると、有機フッ素化合物（以下「P F A S」という。）とは、主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のことを指しており、分類の仕方によって数が異なるが、1万種類以上の物質があるとされている。P F A Sの物性は炭素鎖の長さで大きく異なるが、いずれも強く安定した炭素-フッ素結合を持ち、加水分解、光分解、微生物分解及び代謝に対して耐性があり、中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。

P F O S、P F O A、P F H x SはP F A Sの一種であり、いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、予防的な取組方法の考え方立ち、「残留性有機汚染物質の製造・使用・輸出入の禁止または制限を目的とした条約（P O P s条約）」の廃絶対象等となったことから、P F O Sは平成22年、P F O Aは令和3年、P F H x Sは令和6年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）における「第一種特定化学物質」に指定され、製造・輸入等が原則禁止された。

化審法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律であり、中でも、第一種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質であり、第一種特定化学物質については、製造又は輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入制限や第一種特定化学物質等取扱

事業者に対する基準適合義務及び表示義務等が規定される。

ウ 水道局におけるP F A Sに関する調査事業について

実施機関である東京都水道局（以下、単に「水道局」という。）では、P F A Sのうち国が水質管理目標設定項目にしているP F O S及びP F O A並びに国が要検討項目にしているP F H x Sの3物質について、水質検査計画にて検査を行うことを定め、その結果を同局のホームページで公表している。また、水道局水質センターでは、平成24年度に当該3物質を含めた13物質を同時に分析する方法を検討し、その分析方法を用いて実態調査を実施した。その際の実態調査においてP F A Sが検出された事を踏まえ、平成25年度から令和元年度にかけて実態を把握することを目的に調査を行った。なお、調査にはP F A S物質が測定できる13標準液が用いられた。また、水道局では、分析装置に取り込まれた時点の情報（以下「生データ」という。）は、不完全なものであるため、専門職員による精査及び数値化の作業を実施している。

エ 事案の概要について

審査会が実施機関に確認したところ、事案の概要は以下のとおりである。

審査請求人は、令和5年8月21日に本件開示請求1を行っており、実施機関は本件対象公文書1を特定し、同年9月1日付けで本件開示決定1を行った。

その後、審査請求人は同年9月6日に本件開示請求2を行い、実施機関は本件対象公文書2を特定し、同年10月18日付けで本件開示決定2を行った。

審査請求人は、本件開示請求1の際に実施機関で既に廃棄済みと説明を受けた公文書が、本件開示請求2の際に、実施機関で改めて検索した結果発見されたと説明を受け、本件対象公文書2として開示されたため、本件開示決定1において、実施機関が公文書の特定を誤っていたものであるから、本件開示決定1を取り消し、処分をやり直すべき旨主張する。

また、審査請求人は、本件対象公文書2と令和5年10月20日に行った開示請求（以下「別件開示請求」という。）にて開示された公文書との記載内容を比較すると、調査期間の隔たり及び数値の乖離があるため、本件開示決定2において、本件対象公文書2以外にも特定すべき公文書が存在するはずであるから、改めて実施機関で公文書を検索した上で、本件開示決定2を取り消し、処分をやり直すべき旨主張する。

審査会は、本件開示決定1及び2に係る対象公文書の特定及び決定の妥当性について検討する。

オ 本件開示決定1の妥当性について

(ア) 審査請求人の主張及び実施機関による説明について

審査請求人は、分析装置の廃棄とともにデータを廃棄したとの実施機関の説明について、文書の管理として不適切であることに加え、実施機関が公文書の特定を誤り、さらに特定を誤ったという事実を隠そうとしているものである旨を主張している。

これに対し実施機関は、本件開示請求1に該当する公文書を検索した結果、本件対象公文書1を特定したのであって、審査請求人と実施機関との双方で対象公文書を確認し、本件対象公文書1を開示する旨、審査請求人から了承を経ている旨説明する。また、実施機関では、数値化された時点の情報が記載された公文書を「測定結果」、測定結果について局内部の決定行為を経た公文書を「検査結果」と定義し運用していることから、本件開示請求1と本件開示請求2とでは、請求された公文書が異なるため、実施機関では各請求内容にしたがって開示決定したのであって、本件処分に違法・不当な点はなく、審査請求人に対しても、検査結果と測定結果の違いについて、詳細な説明を求められた都度、丁寧に説明を行っており、説明の転換を行ったという事実はない旨説明する。

(イ) 公文書の特定及び本件開示決定1の妥当性について

実施機関によると、審査請求人がいう「本件開示請求1の際に実施機関で既に廃棄済みと説明を受けた公文書が、本件開示請求2の際に、実施機関で改めて検索した結果発見されたと説明を受け、本件対象公文書2として開示された」という主張については、装置廃棄とともに廃棄したのは生データであり、測定結果を廃棄したという説明をした認識はないとのことである。

審査会が検討するに、上記(ア)のとおり、実施機関では従来から「検査結果」と「測定結果」をそれぞれ別のものとして定義し、水道局内で運用しているとのことであるから、審査請求人が求める公文書について、請求内容に記載のとおり本件対象公文書1を特定したことは無理もない。また、実施機関では東京都水道局情報

公開事務取扱要領第3 2 (2) の規定に基づき、開示決定前に請求者への内容確認を経て公文書の特定を行っているとのことであり、本件開示請求1においても開示決定前に審査請求人に対し対象公文書について説明し、その内容をもって審査請求人から了承を得ていることから、実施機関が本件開示請求1の時点で行うべき手続は上記規定に則り行われていたともいえる。

しかしながら、実施機関が「検査結果」及び「測定結果」の違いについて、審査請求人へ説明したのは本件開示決定2の後であったことであるから、本件開示請求1の時点では審査請求人が「検査結果」と「測定結果」との違いを認識していたとまでは言えず、審査請求人による意見陳述においても、本件開示請求1及び2に係る請求文書に違いがあるという認識はなく、一貫して同様の公文書を求めていたと主張している。

「東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）」6条関係 第2では、「開示請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、『開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項』を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、文書検索目録を案内したり、開示請求者と連絡を取り合うなどして、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。」としている。

このことを踏まえると、本件開示請求1がなされた時点で、一般的に馴染みのない用語の定義による文書が対象公文書であるならば、定義について審査請求人に対して丁寧に説明すべきであったところ、説明が必ずしも十分でなかった結果、請求された公文書の特定に至らなかつたと認められる。

したがって、本件開示請求1に対して、対象公文書の特定に誤りがあったと言わざるを得ず、本件開示請求1に対して本件対象公文書1を特定して開示した決定は妥当ではないことから、文書の特定をやり直し、改めて決定を行うべきである。

カ 本件開示決定2の妥当性について

(ア) 本件開示決定2について

実施機関は、本件開示請求2に対し、平成25年度から令和元年度まで行った23区全浄水場（所）におけるP F A S 13物質の測定結果及び水質検査データの管理方法について実施機関が通知した文書である本件対象公文書2を特定し、本件開示決定

2を行った。また、別件開示請求に対しては、局内研究会向け論文資料（以下「別件対象公文書」という。）等を特定し、開示決定を行った。

審査請求人はこれに対し、本件対象公文書2の記載内容（表）と別件対象公文書の記載内容（グラフ）を比較すると、本件対象公文書2の数値の取得期間に欠落があり、また検出された測定結果の数値に乖離があることから、別件対象公文書を作成する際に使用された別の測定結果（以下「別件測定結果」という。）が存在すると考えられるとし、本件開示決定2における公文書の特定が不十分である旨主張する。

（イ）公文書の特定及び本件開示決定2の妥当性について

実施機関は、本件開示請求2は23区全浄水場（所）におけるPFA S13物質測定結果全てを求めるものであったため、平成25年度から令和元年度までの間に不定期に実施していたPFA S13物質の測定結果として組織共用している文書は全て特定し対象公文書として開示している旨主張する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、PFA S13物質の23区浄水場（所）における検査は実施機関が必要に応じて適宜行っており、また、測定結果の数値については、実施機関は精度を確保できる最小の値を定量可能な値（以下「定量下限値」という。）として設定し、それに従って数値化しており、その作業に不備はないとのことであった。さらに、別件対象公文書は局内研究会用に職員が作成した論文資料であり、その際に使用された別件測定結果は当該職員が研究を目的に算出していたため、測定結果を作成するために参照した数値は本件対象公文書2と同じであるが、算出方法については局内の定量下限値と異なること及び別件測定結果は組織共用文書ではなく、既に廃棄済みであることの説明があった。

以上のことから、本件開示請求2に対して、組織共用文書は全て特定し、本件対象公文書2として開示したという実施機関の説明に不自然、不合理な点は特段認められず、他に該当する文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関による対象公文書の特定及び決定は妥当である。

ただし、別件測定結果について、実施機関は組織共用性がないと説明するが、当該測定結果は、水道局職員が局内研究会用に作成した公文書である別件対象公文書

の基となる資料であり、局内研究会は同局職員の技術向上等を目的に開催されていことを踏まえると、公文書としてその管理に適正を期すべきであったと思料される。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉博嗣、荒木理江、友岡史仁、府川繩子

別表 本件各開示請求及び本件各対象公文書

本件開示請求		本件対象公文書	質問番号
1	東京都23区全浄水施設で測定した「有機フッ素化合物（13物質）水質検査結果」	平成24年2月及び5月に行った、23区及び多摩地区の浄水場（所）の原水・浄水を対象にした有機フッ素化合物12物質の水質検査結果	1756
2	23区全浄水所におけるP F A S 12-13物質測定結果全て（平成27年～令和2年に水質センターで計測したP F A S 12-13物質結果及びその測定結果（原本）管理方法について記載された文書全てを含む）※測定結果を利用して作成した成果物や分析装置から出し直したデータ原本も含めて探していただきたい	・平成25年度から令和元年度に行った、23区全浄水場（所）におけるP F A S 13物質の測定結果 ・水質検査データの管理方法について、浄水部浄水課が通知した文書	1757